

## 「行革甲子園 2018」エントリーシート

### 【取組の内容】

#### 1 取組事例名

学生地域おこし協力隊

#### 2 取組期間

平成28年9月から

#### 3 取組概要

地域おこし協力隊員の種別を「一般隊員」及び「学生隊員」の2本立てとすることにより、学業と両立させながら現役大学生等の地域活動への参画を図った。

#### 4 背景・目的

本市では、市外の若者を地域おこし協力隊として委嘱することによって、若者ならではの活力と外からの視点によって地域の活性化を図るため、平成28年に「筑西市地域おこし協力隊設置要綱」を制定した。

その当時、都内等の大学生が定期的に本市を訪れ、地域住民との交流やイベントへの参加等の機会が増えてきた状況だった。

これらの人材を本市へ定着させる取組の一環として、学業と地域おこし活動の両立が可能な「学生協力隊員」を制度化した。

## 5 取組の具体的内容

### 「地域おこし協力隊」とは

### 地域おこし協力隊について

#### 地域おこし協力隊とは

- **制度概要**：都市地域から過疎地域等の**条件不利地域に住民票を移動**し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「**地域協力活動**」を行いながら、**その地域への定住・定着を図る**取組。
- **実施主体**：地方公共団体
- **活動期間**：**概ね1年以上3年以下**
- **地方財政措置**：
  - 地域おこし協力隊取組自治体に対し、概ね次に掲げる経費について、**特別交付税措置**
    - ① 地域おこし協力隊員の活動に要する経費：隊員1人あたり400万円上限  
(報償費等200万円〔※〕、その他の経費(活動旅費、作業道具等の消耗品費、関係者間の調整などに要する事務的な経費、定住に向けた研修等の経費など)200万円)  
※ 平成27年度から、隊員のスキルや地理的条件等を考慮した上で最大250万円まで支給可能とするよう弾力化することとしている(隊員1人当たり400万円の上限は変更しない。)
    - ② 地域おこし協力隊員等の起業に要する経費：最終年次又は任期終了翌年の起業する者1人あたり100万円上限
    - ③ 地域おこし協力隊員の募集等に要する経費：1団体あたり200万円上限
  - 都道府県が実施する地域おこし協力隊等を対象とする研修等に要する経費について、**普通交付税措置**(平成28年度から)



総務省「地域おこし協力隊の概要」から一部抜粋

#### 地域おこし協力隊推進要綱(平成21年3月31日付け総行応第38号総務事務次官通知)(抜粋)

##### 第2事業概要

地方自治体が都市住民を受け入れ、地域おこし協力隊員として委嘱し、一定期間以上、農林漁業の応援、水源保全・監視活動、住民の生活支援などの各種の地域協力活動に従事してもらいながら、当該地域への定住・定着を図る取組について、地方自治体が意欲的・積極的に取り組むことができるよう、総務省として必要な支援を行う。

##### (1) 地域おこし協力隊員

地域おこし協力隊員は、おおむね1年以上3年以下の期間、地方自治体の委嘱を受け、地域で生活し、農林漁業の応援、水源保全・監視活動、住民の生活支援などの各種の地域協力活動に従事する者をいう。

##### (2) 地方自治体

地方自治体は、設置要綱等を策定した上で広報・募集等を行い、地域おこし協力隊員とする者を決定し、当該者を地域おこし協力隊員として委嘱し地域協力活動に従事させる。

制度設計については、自治体に委ねられている。

### 『学生協力隊員』制度化に至るまで

#### 学生のニーズ、課題

- ・一つ地域に深く関わりたいが、受皿が見つからない。
- ・地域に関わる手段として「地域おこし協力隊」があるが、学業との両立は困難である。

#### 筑西市のニーズ、課題

- ・若者の活力を地域の中に取り込みたい
- ・若者の定住定着を図りたい

### 『学生協力隊員』を制度化

#### 『学生協力隊員』とは

	一般隊員	学生隊員
・ひと月あたりの活動日数	20日(週5日程度)	8日(週末の活動を想定)
・ひと月あたりの報償費	166,000円	66,400円
・年間の活動支援費	400,000円	160,000円
・地域に定着するための支援(家賃の補助)等については一般隊員と同程度を補助		

## 6 特徴（独自性・新規性・工夫した点）

学生が地域おこし協力隊に着任する事例は全国に数多くある。しかし、そういった事例の多くが大学を休学して着任するケースや、大学と自治体が組織的に連携した取り組みがほとんどであると考えられる。

本市では、学業との両立が可能で、条件さえ整えば現役学生の誰でも応募が可能な「学生協力隊員」を制度化した。

## 7 取組の効果・費用

### ・ 応募や問い合わせの増加

学業との両立が可能となったことから、それまで応募を控えていた学生からの応募があった。

### ・ 注目度の向上

現役学生の地域おこし協力隊員ということで、その活動が注目を集めることとなった。

### ・ 限られた予算内での人材確保

一般隊員2人分の予算で、学生隊員3人が委嘱できる。

### ・ 所属大学等への波及効果

学生隊員が所属している大学やゼミ、サークル等の協力隊活動外の所属組織へ波及効果がみられた。

## 8 取組を進めていく中での課題・問題点（苦労した点）

### ・ 学業との両立

学生隊員の本業は学業である。学業を優先しながら隊員活動を充実させるための制度設計が必要。

### ・ 学生隊員の地域への定着

地域おこし協力隊制度の目的の1つは地域への定住定着である。在任中は市内を拠点とし、活動や通学をしているが、大学卒業や隊員卒業時に地域に定着できるように支援が必要。

### ・ 地域おこし協力隊員の地域要件

三大都市圏の都市部や一部条件不利地域又は政令指定都市に住民票を有する学生しか地域要件に該当しない。

### ・ 大学等との連携

より効果的に隊員活動を展開するには、大学等との連携が必要。

## 9 今後の予定・構想

地方に研究フィールドを求めたり、地方への就職や起業を考える学生はある一定数存在すると考えられる。学生協力隊員制度は学生時代に地域との関係性を構築し、定着定住を促進するためのモデルケースの1つとなり得ると思われる。

## 10 他団体へのアドバイス

地域おこし協力隊制度はその運用について自治体に裁量が大きく委ねられている。地域の実情に合わせて柔軟に制度設計をすることで、制度を最大限活用できるのではないだろうか。

## 11 取組について記載したホームページ

筑西市地域おこし協力隊設置要綱 [https://www.city.chikusei.lg.jp/reiki\\_int/reiki\\_honbun/r156RG00001244.html](https://www.city.chikusei.lg.jp/reiki_int/reiki_honbun/r156RG00001244.html)

筑西市地域おこし協力隊活動費補助金交付要項 [https://www.city.chikusei.lg.jp/reiki\\_int/reiki\\_honbun/r156RG00001245.html](https://www.city.chikusei.lg.jp/reiki_int/reiki_honbun/r156RG00001245.html)